○ 財務省令第

号

民法 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成二十九年法律第四十四号) の施行に伴い、 投資者保護基金に関 する命令

 \mathcal{O} 部を改正する命令 \mathcal{O} 部を改正する命令を次のように定め á.

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

投資者保護基金に関する命令の 部を改正する命令の一 部を改正する命令

投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令(平成二十六年内閣府令第一号)の一部を次のように

改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券に係る各会 員の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管するこ 証券(混合して保管される有価証券に限る。次号において同じ。 保全対象有価証券の保管場所については基金固有有価証券等

とにより管理する方法 略

備考

表中の

の記載は注記である。

兀

兀 同上

とにより管理する方法

証券 員の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管するこ の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券に係る各会 保全対象有価証券の保管場所については基金固有有価証券等 (混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。

この命令は、 民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。